

令和3年10月8日開催
決算審査特別委員会資料

令和2年度

鳥取県公営企業会計決算審査意見書

概 要 版

令和3年10月

鳥取県監査委員

はじめに

知事から監査委員に対し審査に付された令和2年度鳥取県公営企業会計の決算について、監査委員4人が慎重に審査し、審査意見書を令和3年8月4日付けで知事に提出しました。

その概要は次のとおりです。

《令和2年度鳥取県公営企業会計決算審査意見書》

第1 審査の概要

公営企業会計の決算審査は、県営の電気事業、工業用水道事業、埋立事業、病院事業及び鳥取県天神川流域下水道事業の五会計を対象とした。

知事から提出された決算及び決算附属書類について、

- 1 決算の計数は、正確であるか
- 2 決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかなどを重点に、鳥取県監査基準に準拠して審査を実施した。審査の実施に当たっては、地方公営企業法に定める「経営の基本原則」に基づいて、常に事業が経済性を発揮するとともに、本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されているかについて留意した。

第2 審査の結果

決算の計数は、関係諸帳簿、証書類及び出納取扱金融機関の証明と符合し正確であり、また、決算諸表は、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めた。

第3 審査の意見

1 企業会計

(1) 現 状

令和2年度の決算状況

電気事業については、経常損益、純損益とも5億6,332万円の利益となり、2年連続の黒字であった。(1万円未満切り捨て。以下同じ。)

工業用水道事業については、経常損益、純損益とも1億3,236万円の損失となり、それぞれ前年度に引き続き赤字となった。

また、埋立事業については、経常損益、純損益とも9,547万円の利益となり、前年度に引き続き黒字であった。

(単位：千円)

区 分	電気事業	工業用水道事業	埋立事業
経常損益	563,324	△132,365	95,479
特別利益	0	0	0
特別損失	0	0	0
当年度純損益	563,324	△132,365	95,479
当年度未処分利益剰余金	802,935	—	—
当年度未処理欠損金	—	3,622,853	4,354,820

ア 電気事業

電気事業では、風力発電所の電力料収入の減少等があったものの、固定資産除却費、減価償却費や人件費などの営業費用の減少により、経常損益は前年度に引き続き、5億6,332万円の黒字となった。

水力発電では、年間を通して全般的に少雨、少雪であったことから、供給電力量は13万3,338MWh、電力料収入は14億6,494万円であり、供給電力量、電力料収入ともに目標を下回った。目標に対する供給電力量は92.2%で、電力料収入は96.5%であった。

対前年度比では、供給電力量は117.4%、電力料収入は105.8%となった。

リニューアル工事が完了した春米発電所は、9月からコンセッション事業者へ運営移管された。(令和2年2月から8月は、部分完成により試運転を実施した。)

区分 年度	供給電力量(MWh, %)			電力料収入(千円, %)		
	目標(A)	実績(B)	率(B/A)	目標(C)	実績(D)	率(D/C)
令和2年度	144,564	133,338	92.2	1,517,832	1,464,946	96.5
令和元年度	140,065	113,615	81.1	1,488,586	1,384,796	93.0

風力発電では、供給電力量は4,318MWh、電力料収入は8,235万円であった。

1・3号機の翼補修による発電停止があったことから、供給電力量、電力料収入ともに目標の92.0%に留まった。

対前年度比では、供給電力量、電力料収入のいずれも88.9%であった。

区分 年度	供給電力量(MWh, %)			電力料収入(千円, %)		
	目標(A)	実績(B)	率(B/A)	目標(C)	実績(D)	率(D/C)
令和2年度	4,696	4,318	92.0	89,556	82,352	92.0
令和元年度	4,696	4,854	103.4	89,559	92,590	103.4

太陽光発電では、供給電力量は9,050MWh、電力料収入は3億2,380万円であった。

概ね順調な日射量に恵まれたことから、目標に対する供給電力量は116.7%、電力料収入は116.6%といずれも目標を上回った。

対前年度比では、供給電力量は102.3%、電力料収入は102.0%であった。

区分 年度	供給電力量(MWh, %)			電力料収入(千円, %)		
	目標(A)	実績(B)	率(B/A)	目標(C)	実績(D)	率(D/C)
令和2年度	7,757	9,050	116.7	277,809	323,801	116.6
令和元年度	7,757	8,846	114.0	277,809	317,314	114.2

イ 工業用水道事業

給水事業所数は、前年度末から1事業所増加して97事業所となり、契約給水量は、前年度末から100m³/日増加して3万4,300m³/日となった。

年間総給水量は、前年度に比べて13万4,648m³減少し、759万944m³であった。

年度 \ 区分	給水事業所数	契約給水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	年間総給水量 (m^3)
令和2年度	97	34,300	7,590,944
令和元年度	96	34,200	7,725,592
増減	1	100	$\Delta 134,648$

ウ 埋立事業

境港外港昭和地区は、平成28年度をもって完売となっている。

米子港旗ヶ崎地区は、処分対象用地30万6,265 m^2 のうち、令和2年度に1件、9,144 m^2 を売却した。令和2年度末までの売却面積は30万11 m^2 で、未売却面積は6,254 m^2 （未処分率2.0%）となっている。このうち2,053 m^2 は長期貸付している。

境港外港竹内地区は、処分対象用地87万7 m^2 のうち、令和2年度末までの売却面積は66万9,545 m^2 で、未売却面積は20万462 m^2 （未処分率23.0%）となっている。未売却面積のうち、14万1,717 m^2 を長期貸付している。

埋立造成地	工場用地の状況
境港外港昭和地区	完売
米子港旗ヶ崎地区	未売却6,254 m^2 うち長期貸付2,053 m^2
境港外港竹内地区	未売却200,462 m^2 うち長期貸付141,717 m^2 未分譲地58,745 m^2

(2) 課題及び意見

ア 電気事業について

企業局においては、平成29年3月策定の「鳥取県企業局経営プラン（平成29年度～平成38年度）」（以下「経営プラン」という。）に基づき経営改革に取り組んでいるが、経営プランに掲げた具体的行動計画については、コンセッションなど状況が変動していることから、令和2年度決算を踏まえて、必要に応じてプランの見直しを行うこととしている。

風力発電については、1・3号機翼補修による発電停止があったため、供給電力量は目標に対して88.9%となり、売電収入も目標の8,955万円を720万円下回る8,235万円となった。

太陽光発電については、概ね順調な日射量に恵まれたことから、

供給電力量は目標に対して116.7%となり、売電収入も目標の2億7,780万円に対して3億2,380万円と、4,600万円上回った。

水力発電については、次のような状況であり、供給電力量は目標に対して92.2%、売電収入は目標の15億1,783万円に対して14億6,494万円と、5,289万円下回った。

- ① 年間を通して全般的に少雨または少雪であった。その結果、12箇所の発電所のうち、目標発電量を超えたのは3発電所のみであったこと。
- ② 小水力発電所（若松川発電所、横瀬川発電所及び私都川発電所）では、いずれも実績発電量が目標発電量に及んでいない。ただし、落葉等の流入を抑えるための取水口の改修などによる一定の効果も見られる。
- ③ 春米発電所は、リニューアル工事が完成し、9月からコンセッション事業者へ運営移管され発電を開始した。これに伴い運営権対価による増収があった。また、被災により運転停止していた加地発電所の復旧完了により修繕費の大幅な減少があった。

一方、電力自由化、市場取引拡大に伴い、従来、中国電力㈱との長期基本契約に基づき同社のみに供給していた非FIT（FIT（フィット）制度：固定価格買取制度（注13））の6水力発電所（新幡郷発電所、日野川第一発電所、小鹿第一発電所、小鹿第二発電所、佐治発電所、加地発電所）の発電電力について、契約を見直し令和3年度以降の新たな売電先を決めるため、一般競争入札を実施したが、電力需要の低下や市場価格の下落のため不落札となった。このため、当該入札での最高額を提示した事業者との随意契約を行った。このうち、4発電所（新幡郷発電所、日野川第一発電所、小鹿第一発電所、小鹿第二発電所）についてはこれまでと同じ事業者との契約であったが、2発電所（佐治発電所、加地発電所）については地域新電力と契約を締結し、電力の地産地消に貢献することとなった。

については、今後も発電収益を確保するため、売電単価の向上を図るとともに、水力発電所の発電量の増加に努め、特に依然として稼働率が低い3つの小水力発電所については、発電量の向上に向けた対策を引き続き行い、経営の健全化に努められたい。

イ 工業用水道事業について

令和2年度決算における経営プランの達成状況は、以下のとおりであった。

経常収益は、経営プランの4億6,700万円に対して実績4億6,455万円であった。また、経常費用は、経営プランの5億6,100万円に対して実績5億9,691万円と、見込みよりも多くの費用がかかった。経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを表す経常収支比率は、経営プランの83.2%に対し実績77.8%と、5.4ポイント下回った。

施設の適正管理（日野川）については、年80箇所もの漏水対策を計画しているのに対し、102箇所と計画を上回る実績であった。

キャッシュフロー計算書をみると、令和2年度の資金期末残高は、令和元年度末から1億95万円減少し、1億4,775万円となった。

工業用水道事業においては資金期末残高が減少しており、決算で現金が不足する場合は何らかの資金手当ても検討する必要がある。

日野川工業用水道事業は、引き続き老朽化している配水管の漏水対策等の修繕を行っていく必要があるが、現在2か所のバイオマス発電所が令和3年度に稼働する見込みであることや、境港市竹内地区で新たに利用が期待できる案件もあり、今後、収益の向上が期待できる。

鳥取地区工業用水道事業は、設備投資や、殿ダムのダム使用権取得のための投資による減価償却費が経常収益を圧迫しているため、収益の確保に向け、既存の利用事業所の利用量の増加と新規顧客の確保が必要であるが、既存の配管エリアでの大幅な増加は期待できない状況である。

状況を打開するためには、新しい需要の開拓が必要であり、より一層の営業活動の強化とともに、施設設置計画エリアでの需要調査などを行うなどの積極的な対策が必要である。

については、引き続き諸経費の削減に努めるとともに、収益の確保に向け、既配水エリアの既利用企業への更なる利用への働きかけに加え、商工労働部や既配水エリアの市等の産業部局や経済団体等と連携しながら、新規利用者への営業活動による需要開拓に努められたい。

2 病院事業会計

(1) 県営病院事業の決算の状況

全体では、経常損益が9億9,455万円(1万円未満切り捨て。以下同じ。)の利益、純損益は6億567万円の損失となった。

中央病院では、経常損益が2億389万円の損失、純損益が17億8,293万円の損失といずれも赤字となった。

厚生病院では、経常損益が11億9,845万円の利益、純損益が11億7,725万円の利益といずれも黒字となった。

令和2年度末の当年度未処理欠損金は、前年度から6億567万円増加して75億9,952万円となった。

(単位：千円)

区 分	中央病院	厚生病院	病院事業合計
経 常 損 益	△ 203,897	1,198,451	994,553
特 別 利 益	507,750	165,978	673,729
特 別 損 失	2,086,784	187,174	2,273,959
当 年 度 純 損 益	△ 1,782,931	1,177,255	△ 605,676
当年度未処理欠損金	3,896,442	3,654,242	7,599,520

(2) 中央病院について

ア 決算の状況について

患者数は、前年度に比べて入院患者数が5,581人減少(対前年度比96.2%)し、外来患者数は14,945人減少(対前年度比91.7%)した。

収支では、前年度に比べ医業収益が増加したものの、医業費用も増加し、医業損益は前年度の22億2,793万円の損失から22億1,524万円の損失となった。経常損益は前年度の8億1,818万円の赤字から2億389万円の赤字となった。

イ 経営の健全化について

(ア) 第Ⅲ期鳥取県立病院改革プランからみた経営の達成状況

両病院とも平成28年12月に策定した「第Ⅲ期鳥取県立病院改革プラン」(平成28年度～32年度)(以下「改革プラン」という。)に基づいて運営を行っている。

令和2年度において、改革プランの主な数値目標に対し、目標を達成したのは、平均在院日数、入院・外来診療単価である。

診療密度の上昇等に取り組んだことにより、平均在院日数の短縮に繋がり、入院診療単価の向上に繋がったものと考えられる。

一方、目標に達しなかったのは、医業収支比率、経常収支比率、純損益、病床稼働率、手術件数である。

医業収支比率、経常収支比率、純損益が目標に達しなかったのは、主に新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えの影響により、入院・外来ともに患者数が目標に届かなかったことに加え、診療材料費等が高騰したことが影響したと考えられる。

また、病床稼働率、手術件数は、新病院建設による増床を織り込んだ新たな目標には、届かなかった。

なお、病床稼働率、手術件数は、改革プランの初年度である平成28年度から、医業収支比率、経常収支比率、純損益についても、平成29年度から目標に達していない状況が続いている。

(イ) 今後の課題、留意点及び意見

平成30年12月、ハイブリッド手術室、最新の高画質4Kモニターを整備して新病院での事業を開始した。

さらに、令和元年9月には、内視鏡手術支援ロボット「ダヴィンチ」の導入、令和2年1月には、「がんセンター」が設置されるなど、地域がん診療連携拠点病院として機能の充実も行った。

令和元年度まではDPC特定病院群の指定を受けることにより保険点数が加算されていたが、令和2年度から2年間(R2.4.1～R4.3.31)この加算が行われないこととなったため、再指定を受けるべく、平均在院日数の短縮をはじめとする診療密度の上昇等に取り組んでおり、入院診療単価の向上に寄与している。

費用削減については、これまでの会計窓口業務の医事業務分野の外部委託、医療機器等の保守委託の複数年契約への切替等に加え、医薬品は厚生病院と、診療材料等は厚生病院及び鳥取赤十字病院との共同購入を行い、継続的な努力の成果はあるものの、給与費の増及び主に新型コロナウイルス感染症拡大の影響による診療材料費等の高騰もあり、医業費用は、前年度に比べ増加した。

については、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら、中央病院の役割である高度・急性期医療の提供を実現することにより、手術件数、平均在院日数等の実績を積み重ねてDPC特定病院群の再指定を受け、医業収益の増加を図るとともに、これまで費用の削減に効果のあった薬剤等の共同購入、外部委託などを今後も継続・拡大し、

医業費用の削減を図るなど、安定的な収益確保に向けて、経営の健全化に努められたい。

ウ 医療従事者の確保について

(ア) 医師について

①取組と成果

鳥取大学との協議を重ねた結果、令和3年度から救急専門医3名を増員し、救急集中治療科、小児救急集中治療科、災害科を新設した。

また、令和3年度から常勤の精神科医1名を確保し、入院についても対応できる状態となった。

②課題及び意見

高度急性期及び急性期医療を担う東部保健医療圏の中核病院であるが、長時間の手術や術前・術後の患者のケアに必要な麻酔科医が不足している状態が続いている。

については、鳥取大学など関係機関と連携を密に取りながら、引き続き、不足している医師の確保に努められたい。

(イ) 薬剤師について

①取組と成果

各大学で実施されている就職ガイダンスに参加し、県立病院における薬剤師の仕事を紹介する等、新規学生の確保に努めた。

また、7月初めに薬剤師のみを対象とした採用試験を薬学部が多い県外において実施し、優秀な人材の確保に努めた。

(平成29年度から大阪会場、平成30年度からは岡山会場で実施)

その結果、令和2年度には、6名の採用実績があり、着実に成果があがってきている。

これらの取組により、令和3年4月1日現在、定員32名に対して現員26名であり、1年前と比べ5名増員された。

②課題及び意見

病棟への配置を行ってはいるものの、定員に対し6名不足している。

については、採用試験の実施時期の前倒し、薬学部の設置されている大学など関係機関との連携を図りながら、引き続き、不足している薬剤師の確保に努められたい。

(ウ) 看護師について

①取組と成果

県立病院での看護師の仕事に興味、関心を持ってもらうため、県内外の看護学校への訪問を行う取組を継続するとともに、適時に採用試験を実施し、積極的に人員の確保に努めている。

これらの取組により採用予定者数を上回る受験者があり、令和3年4月1日現在、定員582名に対して現員592名であり、必要な人員は概ね確保できた。

また、採用した看護師の看護実践能力向上を図るため、経験年数に応じた段階的な研修を計画的に進めるとともに、高度医療機器などに対応できる知識、技術の取得などの人材育成を図っている。

②課題及び意見

定員に対し現員は10名多いが、35名は育休等を取得している。

また、育休等からの復帰後も時短勤務、夜勤免除を望む声が多いことから、職員が継続して働きやすい職場づくりに取り組んでいるが、安定的な夜勤体制の構築に必要な人員の確保には至っていない。

については、今後とも看護師の量的・質的向上を図るため、県内外の看護学校への訪問を行う際に、高度医療を扱う基幹病院としての特性、キャリアアップに向けた取組や実績を積極的にアピールするなど、引き続き、看護師の確保に努められたい。

また、新規採用を始めとした看護師の職場定着と離職防止対策を継続する観点からも、看護師として働きやすい職場環境を整え、働き方改革に取り組み、ワークライフバランスを推進するよう努められたい。

(3) 厚生病院について

ア 決算の状況について

患者数は、前年度に比べて入院患者数が10,485人減少(対前年度比88.3%)し、外来患者数が220人減少(対前年度比99.8%)した。

収支では、前年度に比べ医業収益は減少し、医業費用は増加したため、医業損益は前年度の3億9,156万円の損失から6億7,758万円の損失となった。経常損益は、前年度の1億8,358万円の黒字から11億9,845万円の黒字となった。

イ 経営の健全化について

(ア) 改革プランからみた経営の達成状況

令和2年度において、改革プランの主な数値目標に対し、目標を達成したのは、経常収支比率、純損益、平均在院日数、入院・外来診療単価である。

経常収支比率、純損益は、主に新型コロナウイルス感染症入院病床確保事業費補助金12億7,548万円によるところが大きいと考えられる。

また、地域医療機関との連携等に取り組んだことにより、平均在院日数の短縮に繋がり、入院診療単価の向上に繋がったものと考えられる。

一方、目標に達しなかったのは、医業収支比率、病床稼働率、手術件数である。

医業収支比率が目標に達しなかったのは、主に新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えの影響により、入院・外来ともに患者数が目標に届かなかったことに加え、診療材料費等が高騰したことが影響したと考えられる。

また、病床稼働率については、入院患者数が主に新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えの影響により目標に届かず、手術件数も増加しなかったものと考えられる。

なお、医業収支比率、病床稼働率、手術件数は改革プランの初年度である平成28年度から目標に達していない状態が続いている。

(イ) 今後の課題、留意点及び意見

令和2年2月、地域がん診療連携拠点病院としての役割を充実させるため、地域医療連携棟の増築や新たに患者支援棟を整備した。

これにより外来化学療法室の環境改善や相談室不足等の解消を図

り、院内に分散していたがん関係諸室を当該支援棟に集約したことで、がん診療・相談機能の充実強化が図られた。

また、診療報酬改定等に対応し、本体報酬及び加算の確実な取得に向けた取組、地域医療機関との連携による平均在院日数の短縮の結果、入院診療単価の上昇に繋がっている。

なお、純損益を見ると令和元年度は1億7,609万円の黒字、令和2年度は11億7,725万円の黒字で2年連続の黒字であったが、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症入院病床確保事業費補助金12億7,548万円の収入によるところが大きく、当該補助金がなければ純損益は、赤字と考えられる。

1日平均入院患者数は改革プラン初年度である平成28年度から減少傾向であり、基本的に収支構造が依然として厳しい状況にある。

については、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しながら、薬品の共同購入・後発医薬品の採用等により、引き続き費用の圧縮に努めるとともに、既取得の加算措置の維持、新たな加算措置の取得により収益確保を図るなど、経営の健全化に努められたい。

ウ 医療従事者の確保等について

(ア) 医師について

①取組と成果

中部保健医療圏の中核病院として、常勤医師の確保に努め、3年前と比べ、6名増員し51名となった。

また、臨床研修指定病院として、研修医の確保に努め、3年前と比べ、7名増員し10名となった。

②課題及び意見

医師の増員が図られているが、呼吸器内科、循環器内科では、依然として常勤医師が不足しており増員が必要である。

また、高度な診療を支える病理診断に必要な常勤の病理医の確保が必要である。

については、鳥取大学など関係機関と連携を密に取りながら、引き続き不足している医師の確保に努められたい。

(イ) 薬剤師について

①取組と成果

薬剤師確保の取組については、中央病院と同じ。

これらの取組により、令和3年4月1日現在、定員16名に対して現員16名であり、3年前と比べ7名増員された。

また、薬剤管理指導件数は、3年前と比べ550件増加し、薬剤師の増員の成果は現れつつある。

②課題及び意見

夜間を含めた病棟への配置や薬剤管理指導については、さらに充実する必要がある。

については、これまでに効果のあった取組等を継続するとともに、定員の見直しを含めた充実策を検討するなど、薬剤師の量的・質的向上が図られるよう、引き続き努められたい。

(ウ) 看護師について

①取組と成果

看護師確保等の取組については、中央病院と同じ。

これらの取組により、令和3年4月1日現在、定員298名に対して現員298名であり、必要な人員は概ね確保できた。

②課題及び意見

定員は充足しているが、35名は育休等を取得している。
中央病院と同じ。

(4) 未収金（患者自己負担分）の回収について

現年度未収金は前年度と比較して、中央病院は件数にして112件、金額にして236,122円の減少、厚生病院は金額にして86,273円増加したものの、件数にして132件減少した。

両病院とも、時間外や休日の医療費計算・請求の対応、クレジットカード払いの導入など、未収金の発生防止に努めている。

また、未収金発生前、初期段階においては、患者と面談し、コミュニケーションを密に図りながら、支援制度の紹介や医療費に係る説明等、患者の経済状況等に合わせた対応を行い、未収金の発生抑制に重きを置いた取組を実施している。

未収金発生後は、債権分類を実施し、臨戸徴収、夜間電話督促、弁護士

法人に債権回収業務を委託する等の対応を行い、効率的な回収に努めている。

なお、平成30年度に支払督促実施要領の一部改正を行い、支払督促の申し立てを活用しやすくした。これにより、中央病院は、給与の差押1件、厚生病院は、3件の法的措置の手続き中である。

その他、債権回収に係る知識と経験を取得する目的で、知事部局税務課職員と意見交換したり、臨戸訪問に同行してもらったり、ノウハウの習熟、課題の共有を行っている。

については、患者の事情に寄り添った対応を行いながら、引き続き、未収金の発生防止、効率的・効果的な未収金の早期回収に積極的に取り組まれない。

(5) その他

新型コロナウイルス感染者の受入体制の整備として、中央病院は、EC病床（救命救急センター病床）2床、感染症病床4床、結核病床10床（計16床）、厚生病院は、感染症病床4床、新型コロナ専用病棟12床（計16床）を確保した。

また、中央病院は、人工呼吸器、体外式膜型人工肺（以下「ECMO」という。）、PCR検査装置、厚生病院は、人工呼吸器、ECMO、PCR検査装置、移動型X線撮影装置等の資機材を整備し、患者の受入体制を整備した。

令和2年度の新型コロナウイルス感染入院患者数は、中央病院は延664人日、厚生病院は延327人日で、感染防止対策を徹底しながら、医療提供体制の維持・確保に努められ、職員の負担は、体力的にも精神的にも大きなものだったと思われる。

両病院とも、新型インフルエンザ等発生時の対応訓練を実施しているが、新型コロナウイルス感染症の治療に使用されるECMOについては、他病院から使用に習熟したスタッフを派遣していただくよう取り決めたり、研修会に参加する等、患者を受入ながら徐々に体制を整えていった。

については、中央病院は、第2種感染症指定医療機関、厚生病院は、第1種及び第2種感染症指定医療機関に指定されていることから、感染症指定医療機関として、地域における必要な感染症医療を提供するとともに、高度急性期医療をはじめ県民に求められている医療を継続して提供できるよう、新型コロナウイルス感染症に対応した経験を活かし、各種マニュアルの改定、平時からの訓練の継続実施、体制の整備・充実等、今後も適切に対応されたい。

3 天神川流域下水道事業会計

(1) 天神川流域下水道事業会計について

ア 天神川流域下水道事業について

天神川流域下水道事業（以下「下水道事業」という。）は、都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、天神川及び東郷池の流域6市町（現在は市町合併により4市町）を処理区域として、昭和59年1月から供用を開始した。

イ 地方公営企業法の適用について

下水道事業は、官庁会計（特別会計）により運営していたが、経営や資産の状況等を正確に把握して経営の効率化を図り、安定的な事業運営を行うため、令和2年4月から地方公営企業法の財務規定等を適用している。

これに伴い、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して、令和2年度天神川流域下水道事業会計について審査するものである。

ウ 下水道事業の運営等について

処理区域は、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町の4市町で、維持管理及び建設改良に係る費用は市町からの負担金を中心に賄われている。

なお、下水道事業の運転に関する業務や施設設備の維持管理等については、地方自治法第244条の2第3項の規定及び鳥取県天神川流域下水道事業の設置等に関する条例（昭和58年鳥取県条例第1号。以下「条例」という。）第11条に基づき、公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社（以下「公社」という。）を指定管理者に選定し、業務を行わせている。

(2) 現 状

下水道事業は、昭和47年に1日当たりの計画処理能力を16万 m^3 とした全体計画を策定し、昭和59年1月に一部施設を整備して供用を開始した。

しかし、平成11年度には諸情勢の変化により当初計画の伸びが期待できないとして、1日当たりの計画処理能力を10万 m^3 に、平成21年度には4万 m^3 に、さらに平成26年度には現在の3万2,000 m^3 に変更、1日当たりの現在処理能力も3万2,000 m^3 となっている。

令和2年度の1日当たりの平均処理水量は2万286 m^3 で、処理可能人口は令和3年3月末現在で5万6,263人、水洗化人口は5万1,596人で、水洗化率は91.7%となっている。

天神川流域内の処理可能人口、水洗化率（接続率）等 （令和3年3月31日現在）

区 分	倉吉市	湯梨浜町	三朝町	北栄町	合計
流域内行政人口（人）	45,956	14,271	6,282	7,318	73,827
処理可能人口（人）	36,677	13,022	4,340	2,224	56,263
普及率（％）	79.8	91.2	69.1	30.4	76.2
水洗化人口（人）	32,385	12,839	4,169	2,203	51,596
水洗化率（接続率）（％）	88.3	98.6	96.1	99.1	91.7

業務量実績

区 分		単 位	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	増・減 (A)-(B)
処理場	計画処理能力	m ³ /日	32,000	32,000	0
	現在処理能力	m ³ /日	32,000	32,000	0
	現在最大処理水量	m ³ /日	31,739	25,774	5,965
	現在平均処理水量	m ³ /日	20,286	20,576	△290
	年間総処理水量	m ³	7,404,398	7,607,649	△203,251
	年間有収水量	m ³	7,284,405	7,198,521	85,884
	汚泥処理水量	汚泥量m ³ /日	95	95	0
		含水率％	96	96	—
年間総汚泥処分量	m ³	33,503	37,104	△3,601	
ポンプ場	排水能力	m ³ /日	5,040	5,040	0

下水道事業については、市町からの負担金を中心に賄われており、管理事業費負担金と建設事業費負担金からなるが、管理事業費負担金は主に維持管理費に充当するもので、その金額は、各市町から流入する流入汚水量にm³当たりの単価（以下「単価」という。）（令和元年度～3年度：1m³当たり93円）を乗じて算定している。

なお、単価は市町と協議の上、県議会の議決（単価を改訂する場合）を経て、市町と覚書を締結しており、3年毎に見直しも行っている。

市町からの負担金の状況

市町名	管理事業費負担金		建設事業費負担金(円)
	流入汚水量(m ³)	負担金額(円)	
倉吉市	4,568,076	396,071,016	169,307,977
湯梨浜町	1,729,166	149,743,481	42,283,366
三朝町	756,587	64,782,774	30,790,070
北栄町	230,136	19,918,264	6,930,882
令和2年度計	7,283,965	630,515,535	249,312,295
令和元年度計	7,200,165	618,646,535	66,534,535

令和2年度の有収水量は、728万4,405 m³で、令和元年度に比べ8万5,884 m³増加(101.2%)し、負担金額は6億3,051万円(1万円未満切り捨て。以下同じ。)となり、前年度から1,187万円増加した。

その主な要因として、12月から1月にかけての降雪及び低温時における凍結防止や積雪時の融雪のための水道使用によるものと県、市町では推測している。

令和2年度の経営成績は、経常損益が1億317万円の利益、純損益が1億435万円の利益といずれも黒字となった。

(単位：千円)

区 分	令和2年度
経常損益	103,174
特別利益	1,183
特別損失	0
当年度純損益	104,357
当年度未処分利益剰余金	104,357
当年度未処理欠損金	—

(3) 課題及び意見について

ア 天神川流域下水道管理運営委託(以下「指定管理委託」という。)について

下水道事業については、昭和59年1月の天神川流域下水道の一部供用開始から公社(当時は、財団法人天神川流域下水道公社)に維持管理及び運營業務を委託、また、平成21年4月からは地方自治法第244条の2第3項及び条例第11条の規定に基づく指定管理者に指名して、運転管理、水質管理、保守管理、設備管理、薬品調達業務等を行わせている(現指定管理期間:令和元年度～令和5年度)。

供用開始以来、適正な管理運営が継続されており、令和元年度の指定管理業務

点検においても、指定管理施設所管課（生活環境部くらしの安心局水環境保全課）は公社に対し「施設の維持管理・緊急時の対応等について、適切な管理とコスト意識を持った運営がなされている。」と評価している。

また、指定管理委託料の節減にも努め、令和2年度には、県との連携も図りながら、エネルギー管理の徹底による電気使用量の削減や水中攪拌機運転方法（注14）の見直しなどのコスト削減も行い、最終的な指定管理委託料は4億3,609万円となり、予定していた4億9,820万円に対し6,210万円の減額となった。

については、今後とも適切な執行を図り、委託業務などの継続的な見直しによる経費の削減等に配慮しながら業務運営を図られたい。

イ 不明水（雨天時等浸入水）対策について

下水道管渠に流入する雨水や地下水などの不明水に対する対策は、全国的な課題となっており、分流式下水道である天神川流域下水道でも同様の課題と捉えている。

県や市町では、適時、それぞれが管理している管渠の調査等を実施し、管渠更生工事などを講じてきたところではあるが、現状においても、降雨時には不明水の発生が見られ処理費用の増加にもつながっている。

近年は、調査研究の成果により、雨天時での不明水が多い処理区の設定ができつつあるもののすべての箇所の設定には至っていない。

については、本事業の経費を負担している受益者の理解を得ながら事業を継続していく観点からも、流域市町や公社とも相互に連携、情報交換も行いながら、引き続き、不明水対策のための調査研究を進め対策を図られたい。

また、流域下水道は県民の生活に欠くことのできない重要な社会インフラであり、大規模災害などにより機能が停止した場合には、住民生活に大きな影響を及ぼすことが懸念される。令和3年7月上旬における豪雨では1日当たりの処理能力3万2千 m^3 に対し、7万 m^3 を超える流入量が確認された。この際には着水井ゲートの開閉調整、揚水ポンプのフル稼働等による対応を行うとともに、市町等と連携して住民に対して水道使用を控えるよう広報を行う等の対応により、豪雨等による処理能力を超える汚水等の流入による不完全な汚水処理や終末処理場の機能停止などを回避できたが、引き続き備えを万全にする必要がある。

については、引き続き、関係者等による定期的な訓練の実施や流域市町との積極的な情報共有、協力体制の構築による緊急時の対応に努められたい。